

議案第 61 号

伊賀市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

伊賀市職員の退職手当に関する条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 2 月 22 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市職員の退職手当に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 64 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「20 年以上」及び「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第 14 条第 1 項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)を除く。)」を削り、「100 分の 104」を「100 分の 87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第 8 条の 5 第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 5 項」とする。

附則第 6 項中「36 年」の次に「以上 42 年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を 35 年として前項の規定の例により計算して得られる額」を「同項又は第 6 条の 2 の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額」に改める。

附則第 9 項中「44 年を超える」を「42 年を超える」に改める。

(伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年伊賀市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「第 8 条及び附則第 5 項から第 7 項までの規定により計算した退職手当の額」の次に「(当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であって、傷病若しくは死亡によ

らずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として、旧条例附則第5項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の伊賀市職員の退職手当に関する条例(以下この項において「改正後の条例」という。)附則第5項(改正後の条例附則第7項及び第9項においてその例による場合を含む。)及び第6項の規定の適用については、改正後の条例附則第5項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 3 第2条の規定による改正後の伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。